# 防災庁の設置に関する提言
## ―我が国の防災体制の抜本的な強化に向けて―

令和７年５月２２日
自由民主党政務調査会
防災体制抜本的強化本部

## １．防災庁の必要性

### （１）災害を取り巻く我が国の状況

負傷者約95.2万人、避難者約1,230万人、死者約29.8万人、災害関連死約5.2万人――これが、今後30年以内で約80％の発生確率と言われている南海トラフ地震で想定されている被害（いずれも最大）である。これに加え、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など、我が国は大規模災害が切迫している状況である。

また、気候変動の影響により、風水害は激甚化・頻発化している。広域降灰をもたらし得る富士山噴火等の火山災害、豪雪なども含め、全国どこでも国民の生活は災害リスクと常に隣り合わせである。

他方、我が国は、人口減少・少子高齢化の過程にあり、地域における防災の担い手や共助の力は相対的に減少しているほか、高齢化による災害関連死の増加も危惧される。自治体のマンパワーも以前に比べて低下している中で、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラは今後一斉に老朽化する。

### （２）大規模災害等に立ち向かうために必要な機能・体制

以上を踏まえれば、南海トラフ地震等の超大規模・広域災害等に対し防災を徹底することにより、インフラ整備等を通じて平時において利便をもたらし、早期の立ち直りを可能とすることで有事において安心をもたらすなど、我が国の持続的な成長に繋がる礎を築くこととなる。このため、以下①②の機能（徹底的な事前防災と発災後の災害対応の司令塔機能）を発揮する「防災庁」を創設し、十分な定員・予算を確保の上、政府の防災体制を抜本的に強化して防災立国を早急に実現することが必要である。

#### ① 徹底的な事前防災機能 ～災害に対する弱点をあぶり出し対策を勧告～

平時から、防災DXを進め、定量的・横断的・地域単位での具体的な発災時のシミュレーションを行い、課題を発見して関係機関に対策を勧告し、インフラ・ライフラインの耐震化・老朽化対策等の災害予防を集中的に進めることに加え、発災時対応の実践的な訓練・改善といった事前の準備を不断に実践する事前防災の機能

② 発災・復旧・復興の災害対応を統括する司令塔機能 ～防災関係の府省庁を統括～

災害発生時に、充実した被災地・被災者支援を実施するべく、防災の専門組織としての立場から、発災・復旧・復興の災害対応を統括する司令塔機能――即ち、被害状況の全体像を俯瞰して把握し、応急期の対応を統括するとともに、災害規模に応じて復興のグランドデザインを策定・提示する機能、復興期も含め長期にわたり被災地の要望にワンストップで応え、地域にとって持続可能な復旧・復興を継続的に伴走支援する機能、迅速な復旧・復興に向けて関係機関へ助言する機能、過去の災害対応の事例・ノウハウを蓄積して対応力を不断に改善する機能

### （3）各府省庁との役割分担

実働部隊やインフラ等の各種事業は、引き続き、各府省庁がそれぞれの所掌（部隊指揮、公物管理、所管業界等）に基づき専門性・即応性を発揮して対応することに加えて、上記（2）①②の機能を発揮する体制を構築するため、現在の内閣府防災担当を改組してその機能を抜本的に強化する形で防災庁を設置することが必要である。

## 2．防災庁が果たすべき役割

### （1）徹底的な事前防災

○ 南海トラフ地震等の超大規模・広域災害等に立ち向かうためには、防災庁は、徹底的な事前防災、即ち、定量的かつ横断的、地域単位でのシミュレーションを防災DXをフル活用して都道府県等とも連携して実施し、戦略的な対策の立案・推進のために関係機関に対策を勧告する機能を持つことが必要

○ 加えて、シミュレーションに基づき、発災時対応の実践的な訓練を実施し、不断に対応を見直す機能を持つことが必要

**【具体的な取組】**

**＜対策の検討・推進＞**

- 地震、津波、水害、豪雪、火山、大規模火災等の多様な自然災害に関する対策（複合災害対応を含む）の推進
- インフラ・ライフラインの相互依存関係を踏まえた分野横断的・俯瞰的な視点からの災害リスク評価、戦略的な対策の検討（例えば、南海トラフ地震対策に係る重点施策の策定・推進など）
- 関係機関による耐震化や防災インフラ整備等の被害軽減のための取組の全体把握、対策の抜け・漏れの発見、関係機関への対策勧告

＜自治体の支援・対応力向上＞

- 国・都道府県の支援による自治体の事前準備（行政・民間・海外からの支援の受入体制（受援計画）、防災拠点、備蓄等）の推進

- 災害対応業務の標準化、自治体の首長の災害対応力の向上、自治体職員を含む人材の育成、退職自衛官の活用
- 国と都道府県の支援による市町村の災害応急対策のムラ・漏れの解消、底上げ

＜事前復興＞

- 早期復興を促進し、原形復旧に留まらない事前復興シナリオの作成

＜訓練・PDCA＞

- 関係機関が連携した実践的な被害シナリオの作成、関係機関合同の様々な条件下での訓練の実施、対策の見直し（PDCAサイクルの実践）

＜防災DX＞

- 防災DXについて、フェーズフリー化の観点で各種機能を平時から継続的に強化、防災DXを活用してシミュレーションを実施
- 防災DX（防災デジタルプラットフォームの構築による官民の情報共有の推進、衛星やHAPS、AI、ロボット、デジタルツイン等の活用等）による災害シミュレーションの高度化、自治体とも連携した定量的・地域レベルでのリスク評価などによる災害リスク評価の充実

＜社会全体の防災力向上・国際発信＞

- 企業間や業界での実践的なBCP（業務継続計画）の策定・訓練の推進
- 災害ボランティアの裾野の拡大（地域の防災人材の体系的な育成、ボランティア・NPO 間のコーディネーション機能の充実等）
- 防災教育・啓発、リスクコミュニケーションの充実（国民・企業等の備える力の底上げ、在留外国人向け啓発、デジタル防災教育、地域と学校が連携した防災教育・訓練、災害伝承等）
- 地域コミュニティの強化や平時のウェルビーイングにも繋がる様々なフェーズフリー対策の活用
- 防災技術の研究開発推進・産業化、国際展開
- 我が国の防災の取組の国際発信や国際連携の強化　　など

（2）発災・復旧・復興の災害対応を統括する司令塔

○ 発災時から復旧期、復興期まで一貫して政府一体となった災害対応を行うため、防災庁は、防災の専門組織として、被害状況の全体像を把握して関係府省庁及び被災自治体等に対して対応すべき事項を示し、関係

機関の災害対応の司令塔となるとともに、各種復旧・復興事業の進捗状況を俯瞰し、被災地にとってのワンストップ窓口となる機能を持つことが必要

**【具体的な取組】**

**＜国の機能の強化＞**

- 国の対策本部における司令塔機能や各府省庁間のコーディネート機能の強化
- 国の現地対策本部におけるコーディネート機能や自治体応援体制の強化、大規模災害時の実効性のある現地対策本部体制の整備、本庁の対策本部と現地対策本部との連携強化
- 防災DXによる状況把握・対応強化による災害対応の効率化・高度化

**＜国・自治体・民間の連携強化＞**

- 国・都道府県・市町村の役割の明確化（国による都道府県の支援に加え、都道府県による市町村の支援の強化など）
- 国・都道府県・ボランティア・NPO・民間企業による市町村応援の強化
- 災害支援業務の民間企業への委託の活用

**＜被災者支援の充実＞**

- 避難生活環境の改善（国や民間による支援体制の強化、女性や障害者の視点の組み込み、福祉サービスや災害ケースマネジメントの充実等）
- 発災時の適切な情報発信（障害者や在留外国人、海外向けを含む）のための災害広報体制の強化

**＜より良い復旧・復興＞**

- 過去の災害対応の事例や人口減少下であることを踏まえた地域にとって持続可能な復旧・復興の推進
- 行政や民間企業等の関係機関が連携した被災地の創造的復興の推進、継続的・長期的なフォローアップ・伴走支援
- 災害対応の事例・ノウハウの蓄積、復興庁の知見の活用　　など

## ３．組織の在り方

### （１）防災庁の権限等

○ 防災庁が平時から発災時・復旧期・復興期を通じて、各府省庁や自治体に対して実効性のある司令塔機能を発揮できるようにすべき

○ このため、防災計画における各種取組や事前防災に係る施策等を着実に推進するための指導・助言・勧告の権限やこれらに対する各府省庁の尊重義務等を設けることが必要

○ 以上に鑑みれば、平時の企画立案や防災計画等の進捗管理についても機動的にリーダーシップを発揮できるよう、防災庁は、内閣直下に置かれ内閣総理大臣をトップとするデジタル庁や復興庁も参考とした組織とすべきであり、その際、内閣総理大臣を補佐する専任の大臣を配置する必要

**（２）組織・体制の充実**

○ シミュレーションに基づく戦略的な対策の企画立案・推進のための部門、避難所・物資・仮設住宅等の事態対処とその事前準備のための部門、人材育成・訓練・官民連携・意識啓発等のための部門、これらの部門の円滑な事務遂行のための官房機能（総務・会計・人事等）を有する部門を設け、それぞれに局長級の職員を配置

○ 防災DX、防災技術の研究開発、災害時の広報・情報発信、地域ごとの防災体制強化、研修、国際業務等を推進するための専門部署の設置

○ 次官級を含め、各役職レベルで平時から各府省庁及び自治体、関連団体、企業等と調整・協働する権限と十分な人員体制の確保（特に自治体に対する支援体制の充実）

○ デジタル・新技術分野、啓発・広報・リスクコミュニケーション分野、教育分野、防災研究分野等の専門的な人材の業務参画・登用

**（３）防災行政に精通した職員の育成・確保**

○ 防災に関する知識・経験が蓄積・継承されるよう、防災庁のプロパー職員を採用・養成

○ 防災庁と各府省庁の防災担当部局等との交流人事により、プロパー職員と出向職員を組み合わせ、政府全体で防災人材を育成・蓄積

○ 地域防災力を強化するため、都道府県のカウンターパートとなる担当職員を配置して自治体の体制を平時から支援

○ 防災人材を養成するため、教育・訓練機能を強化

○ 自治体の職員の研修受け入れ、企業・研究機関等の職員の交流採用等により防災人材の裾野を拡大

**（４）地方組織**

○ 南海トラフ地震等の大規模災害対策も念頭に、自治体をはじめとする地域の防災体制の支援・強化や、組織のリダンダンシーの観点から、防災庁の地方拠点についても検討すべき

**（５）十分な定員・予算の確保**

○ 防災庁が、徹底的な事前防災と発災後の災害対応の司令塔機能を遺憾なく発揮できるよう、防災庁自体において、十分な定員・予算を継続的に確保

## 開催実績

○第１回　令和６年１２月１３日
・「防災庁」設置に向けた検討状況について

○第２回　令和７年２月２０日
・今後想定される大規模災害（南海トラフ地震、首都直下地震等）
・災害対応に係る現在の体制等（組織の変遷、防災DX）
・内閣府防災担当の令和７年度予算案、組織・定員拡充案【報告】
・災害対策関連法制の見直し【報告】

○第３回　令和７年２月２７日
・事前防災における課題に関しての有識者ヒアリング
　福和　伸夫 氏（名古屋大学名誉教授）
　濱田　省司 氏（高知県知事／南海トラフ地震による超広域災害への備えを強力に進める10県知事会議 代表世話人）

○第４回　令和７年３月１２日
・発災時の対応における課題等に関しての有識者ヒアリング
　今村　文彦 氏（東北大学災害科学国際研究所教授）
　大西　一史 氏（熊本市長）

○第５回　令和７年３月１７日
・官民連携、防災DX等による防災力の強化策についての有識者ヒアリング
　阪本 真由美 氏（兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授）
　安宅　和人 氏（慶應義塾大学環境情報学部教授）

○第６回　令和７年４月９日
・行政機関等における防災力の強化策についての有識者ヒアリング
　岡本　全勝 氏（市町村職員中央研修所学長／元復興庁事務次官）
・富士山噴火及び豪雨災害の対策について

○第７回　令和７年４月２５日
・防災庁設置準備アドバイザー会議における主な意見について【報告】
・提言骨子（案）について

○第８回　令和７年５月１６日
・提言（案）について

# 防災庁の必要性について

## 災害を取り巻く我が国の状況

### ◆ 大規模災害等のリスクと常に隣り合わせの日本

○ 南海トラフ巨大地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模災害が切迫

○ 気候変動による風水害リスク増大、富士山噴火等の火山災害、豪雪も

### ◆ 地域の防災力低下、災害関連死リスク増加

○ 人口減少・少子高齢化

○ インフラ老朽化

○ 地域における防災の担い手・共助の減少

○ 自治体のマンパワーの低下

## 大規模災害に立ち向かうために必要な機能

### ① 徹底的な事前防災 ～災害に対する弱点をあぶり出し対策を勧告～

○ 定量的・横断的・地域単位での災害リスク評価・弱点探し

○ 戦略的な対策の立案、対策の抜け・漏れの発見、勧告

○ 現状、定性的なシナリオに留まるシミュレーションを、DX等で定量的・実践的にし、それに基づき訓練・改善（PDCA）

### ② 発災・復旧・復興の災害対応を統括する司令塔 ～防災に関係する多数の府省庁を統括～

○ 被害状況の全体像を俯瞰して把握・統括

○ 被災地にとっての国のワンストップ窓口

○ 地域にとって持続可能な復旧・復興、継続的な伴走支援

○ 迅速な復旧・復興に向けた関係機関・自治体等への助言

しかし、現在の内閣府防災担当では、①②を実施する体制・権限が不十分

➡ 内閣直下の防災庁の設置により、我が国の防災体制の抜本強化が必要

# 【参考】「庁」の組織の形態

| | **デジタル庁**<br>（令和3年9月発足） | **復興庁**<br>（平成24年2月発足） | **こども家庭庁**<br>（令和5年4月発足） | **消費者庁**<br>（平成21年9月発足） |
|---|---|---|---|---|
| **根拠法** | デジタル庁設置法 | 復興庁設置法 | こども家庭庁設置法 | 消費者庁及び消費者委員会設置法 |
| **大臣** | デジタル大臣 | 復興大臣 | 内閣府特命担当大臣 | 内閣府特命担当大臣 |
| **位置付け** | 内閣直下 | 内閣直下 | 内閣府の外局 | 内閣府の外局 |
| **権限** | 関係行政機関の長に勧告＋尊重義務 | 関係行政機関の長に勧告＋尊重義務 | 関係行政機関の長に勧告 | 関係行政機関の長に勧告 |

# 復興の取扱い

| | | |
|---|---|---|
| **一般的な災害** | 被害が局所的・地域的<br>→ 各府省庁が各種事業を実施 | **【内閣府防災担当】**<br>○激甚災害の指定（災害規模に応じて）<br>※その他、災害によっては、復旧・復興支援本部、支援パッケージ 等 |
| **東日本大震災** | 被害が極めて大規模・広域・複合的<br>→ 復興のグランドデザインを策定・提示し、各種事業を統括して推進 | **【復興庁】**<br>○復興基本方針の作成<br>○閣僚会議や有識者会議における各種事業の工程管理・フォローアップによる復興施策の推進<br>（閣 僚 会 議：復興対策本部/復興推進会議<br>有識者会議：復興構想会議/復興推進委員会）<br>※その他、特会、交付金、予算一括計上 等 |

**南海トラフ地震のような国難レベルの災害は、被害が超大規模・広域・複合的。**

**東日本大震災に関して復興庁（東日本大震災の約１年後に設置）が担っている役割に相当する業務を担う組織が必要。**